

訪問型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
		イ	ロ	ハ		
A2 1111	訪問型独自サービス1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		1,176	1月につき
A2 2111	訪問型独自サービス1 1日割		1176単位	日割の場合	39	1日につき
A2 1211	訪問型独自サービス1 2		(2) 1週に2回程度の場合		2,349	1月につき
A2 2211	訪問型独自サービス1 2日割		2349単位	日割の場合	77	1日につき
A2 1321	訪問型独自サービス1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき
A2 2321	訪問型独自サービス1 3日割		3727単位	日割の場合	123	1日につき
A2 2411	訪問型独自サービス2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2 2511	訪問型独自サービス2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179	179
A2 2621	訪問型独自サービス2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	220	220
A2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	163
A2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12
A2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23
A2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37
A2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3
A2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2
A2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2
A2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合		12単位減算	-12
A2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合		23単位減算	-23
A2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37
A2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3日割			日割の場合	1単位減算	-1
A2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		-3	1回につき
A2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2	
A2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	-2	
A2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15%減算	
A2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12%減算	
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15%減算	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15%減算	1日につき
A2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15%減算	1回につき
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%減算	1月につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%減算	1日につき
A2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%減算	1回につき
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%減算	1月につき
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%減算	1日につき
A2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%減算	1回につき
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2 6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算	1月につき
A2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算	
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算	
A2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算	
A2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算	

A3 橋本市訪問型サービスA（独自）サービスコード表
(訪問型サービスA：緩和した基準によるサービス)

令和8年6月1日

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目					算定概要・要件
		単位数	算定単位	給付率	1単位		
A3 1001	訪問型サービスA 1割負担	201	1回につき	90%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。	
A3 1002	訪問型サービスA 2割負担	201	1回につき	80%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。	
A3 1003	訪問型サービスA 3割負担	201	1回につき	70%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。	
A3 1004	訪問型サービスA 4割負担	201	1回につき	60%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。	

通所型サービス（独自）サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称		算定項目			合成	算定	
	種類	項目				単位数	単位	
A6	1011	通所型独自サービス11(3割負担)	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6	1012	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59	59	1日につき
A6	1021	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	3,621	1月につき
A6	1022	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119	119	1日につき
A6	1013	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで		436	436	1回につき
A6	1023	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447	447	
A6	C201	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C202	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	-1
A6	C203	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	C204	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	-1
A6	C205	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	C206	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	
A6	D201	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D202	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	-1
A6	D203	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6	D204	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	-1
A6	D205	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	D206	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	
A6	8010	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の		5%減算		1月につき
A6	8011	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の		5%減算		1日につき
A6	8012	通所型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の		5%減算		1回につき
A6	6005	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376%減算	-376	1月につき
A6	6006	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	12%減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6	6310	通所型独自サービス一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	200
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20単位加算	20
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5単位加算	5
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の	111/1000	加算
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	120/1000	加算
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	109/1000	加算
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	118/1000	加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	99/100	加算
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	83/1000	加算
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の	117/1000	加算
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の	127/1000	加算
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の	115/1000	加算
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の	125/1000	加算
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の	105/1000	加算
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2			(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の	89/1000	加算
定員超過の場合								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	83		1日につき	

A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

A7 橋本市通所型サービスA(独自)サービスコード表
(通所型サービスA:緩和した基準によるサービス)

令和8年6月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					
			算定単位	単位数	給付率	1単位	算定概要・要件	
種類	項目							
A7	1001	通所型サービスA 1割負担	1回につき	323	事業対象者 要支援1・要支援2	90%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1002	リハビリテーション専門職配置加算 1割負担	1回につき	30		90%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1003	通所型サービスA 2割負担	1回につき	323		80%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1004	リハビリテーション専門職配置加算 2割負担	1回につき	30		80%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1005	通所型サービスA 3割負担	1回につき	323		70%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1006	リハビリテーション専門職配置加算 3割負担	1回につき	30		70%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1007	通所型サービスA 4割負担	1回につき	323		60%	10円	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1008	リハビリテーション専門職配置加算 4割負担	1回につき	30		60%	10円	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。